



問 機械等を安全に使用するための検査制度がありますか。

答 労働安全衛生法では、機械等の安全を確保するため、一定の期間（年次、月次）ごとに法定検査項目について自主的にその機能をチェックすることにより、異常の早期発見と補修に努める**定期自主検査制度**が設けられています（**法45条**）。人間でいうなら年に1度の健康診断と同じです。

1、定期自主検査

(1) 定期自主検査の対象機械

① つり上げ荷重3トン以上の移動式クレーン等の特定機械等（製造にあたってあらかじめ行政官庁の許可を必要とするもの8種類・法37条）、② フォークリフト、③ プレス機械・シャワー、④ 施行令別表7に掲げるドラグ・ショベルやパワーシヨベル等の車両系建設機械

◆ 定期自主検査と点検制度について ◆

機械、⑤ つり上げ荷重0.5トン以上3トン未満のクレーン・移動式クレーン、⑥ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置ほか、となっています（施行令15条1項）。

(2) 定期自主検査の時期、検査項目

労働安全衛生規則その他の規則において具体的に定められています。

(3) 年次（1年を超えない期間ごとに1回）の定

期自主検査の対象機械のうち特に検査が技術的に難しく、また一度災害が発生すると大きな被害をもたらすおそれのある機械

法令で定められた「登録検査業者」等を実施させなければならぬ制度になっています。

(4) 特定自主検査の対象

これを、「特定自主検査」といいます。

期自主検査の対象機械の

かにすることができ「検査標準（ステッカー）」を貼り付けなければならぬことになっています。これにより、特定自主検査が実施済みであること及び次の検査時期を容易に確認することができます。

(6) 定期自主検査（年次、月次）の実施結果

定期自主検査（年次、月次）の実施結果（検査

2、点検制度（法第20条）

点検制度は、作業開始前等に簡単な法定点検項目について点検を実施することにより機械等の不具合等による労働災害の防止を図る制度です。

(1) 点検の対象機械、設備

① フォークリフト、② 車両系建設機械、③ 移動式クレーン、④ 高所作業車、⑤ 足場のほか幅広く規定されています。

(2) 作業開始前の点検項目

クレーン等安全規則その他の規則において規定されています。

以上、作業開始前の点検対象機械等の確認、実施の有無等を把握するとともに点検者に対する教育の実施等の確な点検体制を構築する必要があります。

（池戸労務安全管理事務所所長）

池戸 宏光